

広島県告示第百七十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
三三三	安芸郡熊野町字東深原一六八番一の一部、一六八番一〇の一部、一六八番一一の一部、一六八番二四の一部、一六八番二五の一部、一六八番二八の一部、一六八番二九、一六八番三〇、一六八番三一、一六八番三二の一部、一六八番三三、一六八番三四、一六八番三五、一六八番三六、一六八番三七の一部、一六八番三八、一六八番三九、一六八番四〇、一六八番四一、一六八番四二、一六八番四三の一部、一六八番四四の一部、一六八番四六、一六八番四七の一部、一六八番四八、一六八番四九の一部、一六八番五〇の一部、一六八番五一の一部、一六八番五二の一部、安芸郡熊野町字丸子一九六番二五の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号